

福岡県土地家屋調査士会

「境界問題解決センターふくおか」研修規程

(目的)

第1条 この規程は、境界問題解決センターふくおか規則（以下「規則」という。）第46条に規定する研修について必要な事項を定める。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、規則において使用する用語の例による。

(研修の内容)

第3条 「境界問題解決センターふくおか」規則46条の研修は次に掲げる内容とする。

- (1) 本センターの業務に関与する調査士としての法的知識、境界鑑定技法、筆界特定制度に関する研修
- (2) 本センターの業務に関与する調査士としての倫理に関する研修
- (3) 本センターの業務に関与する調査士としての調停技法に関する研修
- (4) 本センターが実施する調停の規程及び規則に関する研修
- (5) その他本センターの目的を達成するために必要な研修

(研修受講の責務)

第4条 相談員である調査士、調停員である調査士、事務局職員その他本センターが行う紛争解決手続に関与する調査士は、必要に応じ研修を受講するよう努めなければならない。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、運営委員会の決議による。

附則（施行期日）

この規程は、令和2年8月5日から施行する。